

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和4年登米市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用を受ける事業)

第3条 条例第8条に規定する再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）は、実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合を含む。）する場合は、合算した発電出力とする。

(抑制区域)

第4条 条例第9条第1項に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(事業の内容等の軽微な変更)

第5条 条例第10条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) 事業者が法人その他の団体にあつては、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(事業者への意見の申出)

第6条 住民等は、条例第10条第4項の規定により意見を申し出るときは、説明会（同条第1項又は第2項に規定する説明会をいう。以下同じ。）があつた日から起算して14日以内に、住民等意見書（様式第1号）を事業者へ提出するものとする。

2 事業者は、前項に規定する住民等意見書の提出があつた日から起算して14日以内に、意見に対する見解を記載した書面として見解書（様式第2号）を作成し、当該住民等へ提出の上、協議を行うものとする。

3 事業者は、前項の見解書を提出したときは、対応状況報告書（様式第3号）に、住民等意見書の写し及び見解書の写しを添えて、条例第11条に規定する事業実施に係る届出の際に市長へ報告しなければならない。

(事業実施に係る届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第4号）に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第8号）に、別表第2に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 事業者は、前2項の届出について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

(届出事項)

第8条 条例第11条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 住民等への説明状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業に着手しようとする日)

第9条 条例第11条第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項の規定による申請をする場合 当該申請をする日
- (2) 前号以外の場合 条例第11条第1項第5号に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日

(同意の通知)

第10条 市長は、条例第12条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業(変更)同意通知書(様式第9号)又は再生可能エネルギー発電事業(変更)不同意通知書(様式第10号)により事業者へ通知するものとする。

(同意の基準等)

第11条 条例第12条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 条例第11条第1項又は第3項の規定により届出をした事業者又は当該届出に係る工事施工業者(以下この号において「届出者等」という。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 再生可能エネルギー発電事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)である場合

ウ 届出者等が法人である場合において、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)がイに該当する場合

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する場合

- (2) 条例第11条第1項又は第3項の規定により届出があった事業について、当該事業に係る手続が適切であり、事業計画が自然環境等の保全上支障がないと認められること。

2 市長は、条例第12条第1項の規定による同意を行うに当たり、必要があると認めるときは、庁内関係部署に意見を求めることができる。

(工事の着手等の届出)

第12条 条例第13条の規定による届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（様式第11号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、承継届出書（様式第12号）によるものとする。

（事業の終了等の届出）

第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業終了届出書（様式第13号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定による届出は、発電設備撤去完了届出書（様式第14号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第15条 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

（助言、指導又は勧告）

第16条 条例第18条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第3項の規定による助言は、助言（指導）通知書（様式第16号）によるものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第17号）によるものとする。

（公表）

第17条 条例第19条第1項の規定による公表は、登米市公告式条例（平成17年登米市条例第3号）に規定する掲示場に掲示する方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第18条 条例第19条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第18号）によるものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書（様式第19号）により弁明するものとする。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月8日から施行する。

別表第1（第4条関係）

抑制区域
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項又は登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例（平成20年登米市条例第31号）第2条に規定する自然環境保全地域
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は登米市文化財保護条例（平成17年登米市条例第104号）第8条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地
その他市長が必要と認める区域

別表第2（第7条関係）

書類の種類	備考
事業計画書（様式第5号）	
説明会報告書（第 回目）（様式第6号）	
確約書（様式第7号）	
法人の登記事項証明書	事業者が法人の場合
住民票抄本の写し	事業者が個人の場合
位置図及び現況写真	
公図の写し及び土地の登記事項証明書の写し	説明に係る範囲、地番及び所有者を記入
土地利用計画書（配置図）	縮尺1,000分の1以上
土地造成計画平面図	縮尺1,000分の1以上
土地造成計画縦断図	縮尺縦100分の1以上、横1,000分の1以上
土地造成計画横断図	縮尺1,000分の1以上
建築物又は工作物の設計図	平面図、立面図、断面図
事業影響予測図	事業に伴い周囲への影響範囲の予測図面（騒音・振動・電磁波・反射光等）
流量計算書	
排水計画図	平面図、断面図
排水施設構造図	
排水に係る放流承諾書	
工事施工方法書（計画書）	作業方法及び工法を示した図書
工事実施体制表	施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書
維持管理（保守点検）計画書	
維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書	
他法令等による許認可等を受けている場合はその写し	
その他市長が必要と認める書類	

様式第1号（第6条関係）

住民等意見書

年 月 日

様

住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

あなた（貴社）の事業計画について、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第4項の規定により、次のとおり意見します。

事 業 名	
事業区域の所在地	登米市
説明会開催日時	年 月 日 : ~ :
説明会開催場所	
意 見	

見 解 書

年 月 日

様

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

年 月 日にご提出いただきました住民等意見書について、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第4項の規定により、見解書を提出します。

事 業 名	
事業区域の所在地	登米市
説明会開催日時	年 月 日 : ~ :
説明会開催場所	
意見に対する見解	

対応状況報告書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

住民等意見書に対する見解書を提出しましたので、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事 業 名	
事業区域の所在地	登米市
説明会開催日時	年 月 日 : ~ :
説明会開催場所	
見解書提出件数	件

※添付書類 住民等意見書の写し、見解書の写し、その他関係書類

様式第4号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電事業届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

事 業 名	
事業区域の所在地	登米市
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー 発電設備の種類	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（ ） 7 バイオマス（方式及び燃料の種類： ）
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法第9 条第1項の規定による申請をす る日	年 月 日
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

1 設置者及び関係者の概要

項 目		内 容	備 考	
事 業 名				
事業 者	ふりがな			
	氏名（法人その他の団体の場合は事業者名）			
	代表者※	役 職		
		ふりがな		
		氏 名		
	住所（法人その他の団体の場合は主たる事務所所在地）	（〒 — ）		
	電話番号			
	F A X 番号			
メールアドレス				
再生可能エネルギー発電設備の管理者	ふりがな			
	氏名（法人その他の団体の場合は事業者名）			
	担当者※	役 職		
		ふりがな		
		氏 名		
	住所（法人その他の団体の場合は主たる事務所所在地）	（〒 — ）		
	電話番号			
	F A X 番号			
メールアドレス				
土地所有者等	ふりがな			
	氏名（法人その他の団体の場合は事業者名）		複数の場合は別紙を添付	
	担当者※	役 職		
		ふりがな		
		氏 名		
	住所（法人その他の団体の場合は主たる事務所所在地）	（〒 — ）		
	電話番号			
	F A X 番号			
メールアドレス				

※印は法人その他の団体の場合に記載してください。

2 事業区域の概要

項目		内容	備考
所在地	地名地番		
	住所表示		
事業区域の面積		㎡	
事業区域の現況 (地目)			
	うち森林	有・無 森林計画区 該当・非該当 保安林の指定 有・無 保安林の種類 ()	
	うち農地	有・無 田・畑・採草地・()	
湧 水		有・無 利用状況 ()	
井 戸		有・無 利用状況 ()	
温 泉 源		有・無 利用状況 ()	
用 水 路		有・無 名称 () 利用状況 () 管理者等 ()	
排 水 路		有・無 名称 () 利用状況 () 管理者等 ()	
河 川		有・無 河川名 () 河川管理者名 ()	

3 施設の概要

項目	内容
発電設備の種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> 太陽熱 <input type="checkbox"/> 大気中の熱その他の自然界に存する熱 () <input type="checkbox"/> バイオマス ()
設置形態	<input type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 斜面地 <input type="checkbox"/> 水面 <input type="checkbox"/> その他 ()
敷地所有	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他 ()
従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ()

想定発電出力	kW			
想定年間発電電力量	kWh			
接続先 (電気事業者)				
附属施設	名 称		面 積	m ²
	名 称		面 積	m ²
接続道路	道路名		幅 員	
雨水放流先				

4 工事期間

項 目	内 容			備 考
工事着手予定日	年	月	日	
工事完了予定日	年	月	日	

5 管理方法等の概要

項 目	内 容		備 考
維持管理・保守点検			
維持管理・保守点検 費用及び廃棄等費用 の積立	※別途、施設の維持管理・保守点検費用及び廃棄等費用の積立計画書（任意様式）を作成して添付すること。		

6 事業終了後における計画概要

項 目	内 容	
事業終了予定日	年 月	
発電設備の撤去予定 日	年 月	
撤去後の計画	廃棄物の処理について	
	整地、緑化及び修景について	

7 抑制区域の確認状況

項目	区域該当の有無	確認日	確認・手続先 (部署・担当者名)
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域	有 ・ 無	年 月 日	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有 ・ 無	年 月 日	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有 ・ 無	年 月 日	
自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園	有 ・ 無	年 月 日	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区	有 ・ 無	年 月 日	
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	有 ・ 無	年 月 日	
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林	有 ・ 無	年 月 日	
自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項又は登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例（平成20年登米市条例第31号）第2条に規定する自然環境保全地域	有 ・ 無	年 月 日	
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域	有 ・ 無	年 月 日	
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地	有 ・ 無	年 月 日	

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地	有 ・ 無	年 月 日	
文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は登米市文化財保護条例（平成17年登米市条例第104号）第8条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地	有 ・ 無	年 月 日	
その他市長が必要と認める区域	有 ・ 無	年 月 日	

8 環境配慮の検討状況

(1) 地域とのコミュニケーションに関する事項

項 目		実施の状況	未実施の場合その理由と今後の見込
事業予定の周知	立地検討段階で、住民等に対し、設備設置を計画していることを周知している。	未 ・ 済	
	事業予定の周知の機会に、住民等から土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等の聞き取りを行っている。	未 ・ 済	
事業計画案の説明	事業計画認定申請前の設計案を検討している段階で、住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行い、意見を聞き取っている。	未 ・ 済	
	事業計画案の説明等を通じて住民等から寄せられた意見に対し、それらを勘案して採用する対策について、住民等へ周知している。	未 ・ 済	
説明結果等の記録	住民等へ説明を行った日時、対象地域や対象者、出席者数、説明を行った場所、説明資料、質疑応答の状況を記録している。	未 ・ 済	

(2) 設計段階における環境配慮対策に関する事項

項 目		対策の有無	対策をしていない場合はその理由を記載
土地の安定性への対策	切土・盛土を行う場合、法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定している。	有 ・ 無	
	地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を策定している。	有 ・ 無	
	工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事計画を立案している。	有 ・ 無	
	対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談している。	有 ・ 無	
濁水への対策	降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用している。	有 ・ 無	
	洗堀や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じている。	有 ・ 無	
	施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む。）を設置している。	有 ・ 無	
	工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切な工事を行う。	有 ・ 無	
	対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は、専門家に相談している。	有 ・ 無	
騒音への対策	パワーコンディショナ等の設置場所を調整している。	有 ・ 無	
	パワーコンディショナ等に囲いを設ける、住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講じている。	有 ・ 無	

反射光への対策 (太陽光のみ)	見通せる範囲に、住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物、施設等がある場合にアレイの向きを調整している。	有 ・ 無	
	アレイの配置を調整している。	有 ・ 無	
	太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用している。	有 ・ 無	
	住宅等との境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施している。	有 ・ 無	
工事に 関する 対策	同時に多数の建設機械が稼働したり工事用車両が走行したりしないよう、できる限り工事計画を調整している。	有 ・ 無	
	強風時の作業を控える、騒音を抑えた工法を採用するなど、作業時期や時間帯、工法について配慮している。	有 ・ 無	
	工事用車両の走行は、周辺への影響が比較的小さいルートや時間帯とするとともに、適切な速度で走行するよう徹底している。	有 ・ 無	
	造成工事に伴う粉じん等を抑制するため、事業区域内や工事用道路に散水を行うなどの配慮をしている。	有 ・ 無	
	工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生を抑制するとともに、泥で周辺道路等を汚すことのないよう配慮している。	有 ・ 無	
	事業区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じん等や騒音の低減に努めている。	有 ・ 無	
	使用する建設機械は、低騒音・低振動型のものを採用している。	有 ・ 無	
景観に 関する 対策 (太陽光のみ)	アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮している。	有 ・ 無	
	周辺景観との調和に配慮してアレイを設置している。	有 ・ 無	
	敷地境界から距離（バッファゾーン）をとってアレイを配置している。	有 ・ 無	

景観に関する対策	敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残している。	有 ・ 無	
	周辺景観との調和に配慮した発電設備や付帯設備等の色彩としている。	有 ・ 無	
	既存の発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にしている。	有 ・ 無	
動植物や生態系に関する配慮	事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、対策を検討するに当たり、専門家に相談している。	有 ・ 無	
	事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくしている。	有 ・ 無	
	事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにしている。	有 ・ 無	
	植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮している。	有 ・ 無	
	重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように工事の時期を調整している（大きな騒音が生じる工事の回避等）。	有 ・ 無	
自然との触れ合いの活動の場に関する配慮	事業区域内に自然との触れ合いの活動の場がある場合は、その改変面積をできる限り小さくしている。	有 ・ 無	
	隣接する自然との触れ合いの活動の場へ、造成工事に伴う土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音・振動の影響が及ばないように配慮している。	有 ・ 無	
	発電設備の稼働時において、隣接する自然との触れ合いの活動の場に対して、影響を及ぼさないように、適切に維持管理する。	有 ・ 無	

説明会報告書（第 回目）

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

下記のとおり説明会を開催しましたので、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事 業 名	
事業区域の所在地	登米市
説明会開催日時	年 月 日 : ~ :
説明会開催場所	
出席者の状況	参加者： 人 説明者： 人
説明会の内容	
住民等の意見・要望	
住民等の意見・要望 に対する回答	

※添付書類 説明会で配布した資料、参加者の名簿（受付簿）

※説明会の内容等について、欄に収まらない場合は、別紙を作成し、別紙上部に地域の代表者の署名をもらうこと。

上記の報告については、説明会の内容と相違ありません。

（住民等の代表者）

年 月 日

年 月 日

役職名：

役職名：

氏 名：

氏 名：

確 約 書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条第1項の規定により、事業を実施するに当たり、事業実施中及び事業完了後においても下記の事項を遵守し、適切に維持管理していくことを確約します。

記

1 事業内容

事 業 名			
事業区域の所在地	登米市		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー発電設備の種別		発電出力	kW
再生可能エネルギー 発電設備の設置規模	基 枚 ・ m		
	設置面積	m ²	高さ m

2 確約内容

- (1) 再生可能エネルギー発電事業を行うために必要となる各法令の規定を遵守し、基準等に基づいた設計内容で実施することを確約いたします。
- (2) 住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮いたします。
- (3) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- (4) 事業によって住民等に被害が及ぶ場合は、事業者及び住民等間において誠意をもって解決いたします。
- (5) 事業を終了するときは、事業者の負担と責任において、再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去いたします。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。

様式第8号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電事業変更届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条第3項の規定により、下記の事業の変更について関係書類を添えて届け出ます。

記

事 業 名		
事業区域の所在地	登米市	
再生可能エネルギー 発電設備の種類別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（ ） 7 バイオマス（方式及び燃料の種類： ）	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 理 由		

様式第9号（第10条関係）

再生可能エネルギー発電事業（変更）同意通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第1項の規定により、下記の事業について同意します。

記

事業名	
事業区域の所在地	登米市
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（ ） 7 バイオマス（方式及び燃料の種類： ）
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	基 枚・m
	設置面積 m ² 高さ m
同意の条件等	

様式第10号（第10条関係）

再生可能エネルギー発電事業（変更）不同意通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第1項の規定により、下記の事業について同意することができません。

記

事業名	
事業区域の所在地	登米市
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（ ） 7 バイオマス（方式及び燃料の種類： ）
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	基 枚・m
	設置面積 m ² 高さ m
同意することができない理由	

様式第11号（第12条関係）

工事（着手・完了・中止・再開）届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第13条の規定により、工事の着手・完了・中止・再開について届け出ます。

記

事 業 名			
事業区域の所在地	登米市		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー 発電設備の種別		発電出力	kW
再生可能エネルギー 発電設備の設置規模	基	枚 ・ m	
	設置面積	m ²	高さ m
工事の着手・完了・中止・ 再開の年月日	年 月 日		
工事の中止・再開の理由			

※添付書類

- 1 着手又は再開 工事工程表
- 2 完了又は中止 工事写真（施工前、施工中、施工後）

承継届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

次のとおり事業者の地位を承継したので、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

記

被承継者に関する事項	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
	事 業 名		
	事業区域	所 在 地	登米市
面 積		m ²	
承 継 年 月 日		年 月 日	
承 継 事 項			
承 継 の 理 由			

※添付書類

- 1 法人の場合は登記事項証明書
- 2 個人の場合は住民票抄本

事業終了届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第16条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

終了する事業名	
事業区域の所在地	登米市
事業終了年月日	年 月 日
再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分方法	
跡地利用計画の概要	

※撤去及び処分計画並びに跡地利用計画を策定している場合は添付すること。

様式第14号（第14条関係）

発電設備撤去完了届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第16条第2項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

終了した事業名	
事業区域の所在地	登米市
撤去完了年月日	年 月 日
備 考	

※添付書類 撤去完了が分かる写真

様式第15号（第15条関係）

（表面）

第	号	身分証明書						
所属	氏名							
	（	年	月	日	生）			
この者は、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。								
年						月	日	交付
						登米市長	印	
有効期限	年	月	日					

（裏面）

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（抜粋）
（報告及び立入調査）
第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第16号（第16条関係）

助言（指導）通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第18条第1項又は同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	登米市
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（ ） 7 バイオマス（方式及び燃料の種類： ）
想定発電出力	kW
助言（指導）の内容	

勸告書

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第18条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勸告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	登米市
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱（ ） 7 バイオマス（方式及び燃料の種類： ）
想定発電出力	kW
措置期限	年 月 日
勸告の内容	

弁明の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

印

下記の件については、 年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第19条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。

つきましては、同条第2項の規定により弁明の機会の付与しますので通知します。

なお、下記の弁明書の提出期限までに提出されない場合は、下記の公表を予定する事項を公表します。

記

1 公表を予定する事項

事業者氏名 (名称及び代表者氏名)			
事業者住所(所在地)			
公表の原因となつた事業の内容	事業区域	所在地	
		面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別			
勧告の内容			
公表の時期	年 月 日		
公表の方法			

2 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	登米市 部 課

公表に係る弁明書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事 業 名	
事業区域の所在地	登米市
公表の原因となった事業についての弁明	
その他当該事案の内容についての弁明	